平成２９年（フ）第１５３３号
札幌市中央区北１条西23丁目２番11―504号
債務者　上ケ嶋結樹
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６３８号
札幌市北区麻生町３丁目２番14―303号
債務者　金谷　由貴（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６５３号
札幌市中央区南８条西９丁目759番地13　ロイヤルステージ306号
債務者　池田　　慎
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６７０号
札幌市東区北25条東16丁目２番27号　ピースハーモニー元町106号室、住民票上の住所札幌市西区発寒８条11丁目２番23―103号
債務者　平井　由夏
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６８２号
札幌市北区屯田４条６丁目２番９号　神山アパート101号
債務者　高橋　國男
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７０３号
札幌市東区北21条東16丁目４番６―405号
債務者　佐藤　明恵（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４８４号
埼玉県ふじみ野市上福岡４丁目５番21号　川村荘205
債務者　山下　洋介
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４９６号
埼玉県入間郡毛呂山町中央３丁目８番地５
債務者　武井　留美
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第４９９号
埼玉県川越市大字藤間514番地８　（ヴィルヌーブＣ棟203号室）
債務者　伊藤慎之助
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５０４号
埼玉県川越市南大塚６丁目１番地13
債務者　山村　昌代（旧姓富田）
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５０８号
埼玉県川越市大字笠幡4006番地１　（県営川越西山団地１号棟302号室）
債務者　鈴木　清江
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５０９号
埼玉県坂戸市浅羽野３丁目６番地７　メゾンジュアラー坂戸202号室
債務者　青木　清美
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５１６号
埼玉県所沢市東所沢４丁目17番地の13　ラビットハイツＡ―101
債務者　川下　和吉
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５１７号
埼玉県所沢市東所沢４丁目17番地の13　ラビットハイツＡ―101
債務者　川下　妙子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２１９号
愛知県一宮市島村字西山３番地　市営島村住宅443号
債務者　加藤美千代
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２９７８号
大阪市大正区南恩加島６丁目15番９号
債務者　兼濱　智勝
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０４６号
大阪府茨木市南耳原２丁目11番16号　ウエストⅡ203号
債務者　塩川電機こと　塩川　利男
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部